

発刊に寄せて

梶 浦 昭 友 (関西学院大学)

本年度も『社会関連会計研究』が滞りなく発刊されることは、学術研究団体としての当学会の基盤の一つとなる活動が着実に持続している証であり、投稿会員ならびに編集委員、査読を担ってくださった方々に厚く御礼申し上げたい。

本学会の特質は、「社会関連」という学会名に端的に表れている。付加価値指標による社会成果の検討を学会創立時の初期の課題とし、そこから環境対応、社会責任報告、持続可能性報告、そして近年に至って ESG や SDGs に帰結し、関心や課題は移行している。とはいえ、これらの社会関連にまつわる課題の根幹は多様性の存在とその許容にあらう。そして、その状況の開示媒体として統合報告書が定着してきている。

わが国においては、財務情報、とくに金融商品取引法規制の有価証券報告書については開示法令の様式で、財務諸表については、細部にわたって、財務諸表等規則や連結財務諸表規則の様式で定められている。会社法規制下の株主総会招集通知については、いわゆる経団連ひな型がある。また、本来、様式はないはずの IFRS についても、金融庁が「IFRS に基づく連結財務諸表の開示例」を出している。このように、わが国においては、制度上の財務情報は多様性の乏しい一様性をまとっている。

さて、統合報告書に関しては、たとえば EU では、指令 2014/95/EU (指令 2013/34/EU の修正) で、2018 年以降、Management Report で非財務報告、とくに環境、社会、従業員、人権尊重、腐敗防止に関する情報を開示することを義務づけた。とはいえ、記載内容については、非財務報告ガイドライン (2017/C215/01) が出たものの、日本的な意味での一様性は提示されていない。したがって、財務情報と相まって統合報告書が開示されるとしても、記載事項の細目や様式に及んだ一様な記載は規定されていない。

わが国においても、統合報告書は制度的な開示義務はなく、内容は一様ではない。ところが、わが国の財務情報の状況を鑑みると、自主であれ規制であれ、統合報告書に何らかの方向性が図られる可能性はあらう。一つの例として、年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) による「GPIF の国内株式運用機関が選ぶ『優れた統合報告書』と『改善度の高い統合報告書』」の発表がある。選定は外部機関とはいえ、GPIF は自らが巨大な投資機関であり、そこが投資に影響力がありそのような情報を出すことに違和感を禁じ得ないものの、機関の性質からして、何らかの方向性を統合報告書の作成者側が感じ取るということはあるかもしれない。

ただ、本学会は、このような多様性と一様性のいずれにつくものではなく、それらの狭間で、あるいはまったく斬新な視点で、社会関連という命題を追求することに意義がある学会であることはいままでもない。

2019 年 10 月